

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年5月19日 |
| 【会社名】 | 株式会社エコス |
| 【英訳名】 | Eco's Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員 平 邦雄 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都昭島市中神町1160番地1 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員平邦雄は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、以下の手順及び方法により必要な範囲を決定いたしました。

- ・全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る全社的な観点での評価範囲は、当社及び連結子会社5社を対象としました。
- ・当社グループは、スーパーマーケット事業を主要業務としておりますので、事業拠点の重要性を判断する指標として、売上高が適切であると判断して、売上高を「重要な事業拠点」の選定指標としました。
- ・売上高の金額的重要性を考慮した上で、当社及び連結子会社4社を「重要な事業拠点」に選定しております。「重要な事業拠点」の売上高の合計は、連結売上高の約99%を占めております。
- ・当社グループはスーパーマーケット事業を営んでおりますので、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売上原価、棚卸資産に至る業務プロセスとして、販売プロセス、購買プロセス、在庫管理プロセスを評価の対象としました。
- ・さらに、選択した「重要な事業拠点」にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、業務固有の複雑性や見積り、予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には、税効果プロセス、売価還元プロセス、固定資産の減損プロセスを個別に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2026年2月28日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。